

# 定額郵便貯金債権の相続と 遺産確認の訴え

——最判2010年10月8日民集64巻7号1719頁の検討を兼ねて——

田 中 康 博

- I. 問題設定
- II. 最高裁2010年10月8日判決（民集64巻7号1719頁）
- III. 金銭債権の相続
- IV. 金銭債権の遺産確認の訴え対象適格
- V. まとめと今後の課題

## I. 問 題 設 定

最高裁判所は2010年10月8日判決（以下「2010年判決」又は「本件」という。）で、定額郵便貯金\*債権の相続について【1】分割されずに相続人に帰属し、【2】右貯金債権は「遺産確認の訴え」の対象となる旨を判示した。

\* 郵便貯金の法的性質（2007年9月30日民営化されるまで）

郵便貯金は、国の行う事業ではあるが、郵便貯金として預け入れる行為そのものは私法上の契約であってその性質は消費寄託であると理解されている（幾代＝広中・新版注釈民法（16）債権（7）〔打田・中馬〕（1989年，有斐閣））。しかし、郵便貯金法により、各種の特則が設けられていて、郵便貯金関係法令の規定によって規律される。郵便定額貯金の預入金額は1000円から300万円までで8種の金額に限定され、据置期間中は払戻自体が制限され、預入の日から10年の経過以降は通常貯金となるものであった（山岡徳光・訟月45巻

10号1896頁, 1898頁)。

【1】はこれまで相続財産中の金銭債権については相続人数人ある場合には右金銭債権は法律上当然に分割され、各遺産相続人が平等の割合に応じて権利を有する」とされてきたところ、<sup>(1)</sup>2010年判決説示【1】は金銭債権でも当然分割されない金銭債権があることを最上級審裁判所として初めて認めたものである。

これまでは、金銭債権が当然分割されるか否かについては種々議論されてきた<sup>(2)</sup>。しかし、2010年判決のように当然分割されない金銭債権については議論がなかった。従来議論との関係、また本件での説示【2】との関係でも更なる検討が必要と思われる。

【2】はこれまで専ら相続の結果「遺産共有」の状態となった「所有権」について議論されてきたがそれ以外の財産権については、殆ど議論がなかった。後に詳しく紹介するように、本件では不動産所有権とともに定額郵便貯金債権以外の金銭債権、具体的には定期預貯金と普通預貯金債権、の相続も問題なり、原告はこれらすべての金銭債権も含めて、

---

(1) 《大判1920年12月22日民録26輯2062頁》《最判1954年4月8日民集8巻4号819頁》《最判2004年4月20日家月56巻10号48頁判時1859号61頁判タ1151号294頁》各判決ともにⅢ.で触れる。

(2) 学説では様々の見解が見られる。すべてを網羅的には挙げないが、判例に反対の見解としてはたとえば、「遺産に含まれる金銭債権が共同相続される場合には「合有的帰属を生じる」とする見解(我妻榮・新訂債権総論387頁〔1964年, 岩波書店, 但し引用は1968年第6刷])もあった。近時でも、たとえば伊藤昌司・相続法〔2002年, 有斐閣〕254頁は、合有説ではなくて「共有説を支持する」としつつも、「可分の財産であるからといって、当然に分割されて各相続人に移転すると解すべきで理由はどこにもない」として可分債権である金銭債権の当然分割に反対する見解もある。また、「可分の金銭債権が共同相続された場合には、共同相続人は、相続分に応じて、分割債権を取得する」とするものもあるが、「不可分の金銭債権」についての直接の言及はない(林良平=石田喜久夫=高木多喜男=安永正昭〔補訂〕・債権総論〔3版, 1996年, 青林書院〕381頁)。

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

「遺産確認」を求めている。しかし、上告されたのは「定額郵便貯金債権」に関する原審の判断のみであったので定額郵便貯金債権以外の金銭債権については直接には判断されていない。

これまでは、金銭債権については、これが遺産分割の対象となるかという観点から議論されていた。家裁実務について松尾教授は「常に遺産分割の対象となるとする事例は見当たらない」ものの「相続人の合意を要件に、あるいは当該事案における具体的妥当性を考慮して遺産分割の対象となる」との立場にたつものが多いとされている。<sup>(3)</sup>「相続人の合意」を要件とするとしても金銭債権が「遺産分割の対象となる」のであれば遺産確認の訴えの対象適格を肯定してもよいように思われる。2010年判決は、金銭債権一般については判断するものではないが、全ての金銭債権について遺産確認の訴えの対象適格を肯定した一審判決の当否も含めて、さらに検討する必要があると思われる。

以下、まず2010年判決を紹介し（Ⅱ）、金銭債権の相続について考察し（Ⅲ）、次いで「遺産確認の訴え」について検討し（Ⅳ）、最後にまとめと若干の課題を示したい（Ⅴ）。

## Ⅱ. 最高裁2010年10月8日判決（民集64巻7号1719頁）

### 【事実】

1. Xら（3名：原告・被控訴人・被上告人）とY1（被告・控訴人・被控訴人・上告人）Y2（被告・控訴人・上告人）はA（2003年3月31日死亡）とその夫B（2001年10月29日死亡）との間の子であり、他にAの相続人はいない。

---

(3) 松尾知子・判例紹介民商132巻1号60頁以下、64頁（2005年）：松尾教授は学説についても触れられている。伊藤昌司・前掲書〔註2〕152頁も「相続開始と同時に各共同相続人分割帰属するので、遺産分割の対象にはなりえないというのが通説」であり、「多少とも積極的に分割の対象とする審判例は少ない」と説明する。

2. XらとY2は、2004年2月3日づけで家庭裁判所に後記3.の①～⑤の財産を含む財産がAの遺産であるとした上で、その分割を求める調停を申立てた。これに対して、Y1は、Aの妹であるCの財産について死因贈与を受けていたものの、Cの相続人（A、Cの兄D、Cの弟E）との間でCの遺産を四分のずつ分け合う旨の合意をしたので、Aの遺産とされるもののうちの大半をしめる、Cから承継した財産の四分の一はY1固有の財産であると主張したことから、結局この申立ては取下げられた。

3. 本件では、

- ①不動産（土地と建物）
- ②銀行預金（普通預金・定期預金・定期積立）
- ③郵便貯金（普通貯金・定期貯金）
- ④郵便貯金（定額貯金：預入から10年を経過していない）（以下、②③④をあわせて「本件預貯金」という）
- ⑤現金（X1が金庫で保管中のもの・X1が保管中のもので香典の残金）

について、XがAの遺産であることの確認を求めた。

以下、本件預貯金に関する主張・判断のみを採り上げる：

4. Y1は上の調停と同じ主張に加えて「本件預貯金は……その四分の一がY1の固有財産で」あるが「仮に全部がXらの主張するとおり全部が遺産であるとしても、相続の開始と同時に法律上当然に分割されて各共同相続人に帰属しているものであって（最判1954年4月8日）、いずれにしても、遺産の共有の場合に限って訴えの利益が認められる、遺産確認の訴えの対象適格に欠けるので、本件預貯金に関する請求に係る訴えは却下されるべきである。」と主張した（民集1733頁）。

また、Y2も、本件預貯金についてはY1と同様に「当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴え」であるとされている遺産確認の訴え（最判1986年3月13日）の対象とは

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

なりえない」として本件預貯金に関する請求については却下されるべきであると主張した。

5. 一審は、Xらの請求を認め、①～⑤について次の理由（民集1736頁）により「Aの遺産であることを確認する」とした。

「(2) そうすると、他に本件預貯金がAの遺産でないとする主張のない本件においては、その遺産性を肯定すべきことになるが、ここで本件預貯金がAの遺産であるというのは、Yらも主張するように、それが当然に分割承継される可分債権であることからして、正確には、本件預貯金が、Aが死亡した時点で同女に帰属していたという意味になるところ、このような過去の法律関係については、その確認を求める利益の有無が問題となる。

ところで、預貯金については、当然に遺産分割の対象となるものではないものの、当事者の合意があれば分割の対象になるとするのが、実務の大勢であるところ（その背景として、金融機関が一般に各共同相続人からの個別の払戻請求には容易に応じないという、公知の事情がある。）、本件に先立つ調停事件では、Xら及びY2が本件預貯金の分割を求めたのに対して、Y1においてその一部が自己の固有財産であるとの主張をしたことから、調停の進行が困難になったという経緯であるので、本件で上記のような意味における遺産性が確認されれば、Y1としてもそれを前提とするしかないことになるため、今後の調停ないし審判による紛争の解決の可能性が格段に高まると考えられるから、上記の遺産性については確認の利益が存するものと解するのが相当である。

本件預貯金に関する請求に係る訴えが却下されるべきであるとするYらの主張は、上記説示に照らし、採用しない。」

6. 控訴審は、上記3.の②銀行預金（普通預金・定期預金・定期積立）及び③郵便貯金（普通貯金・定期貯金）については次の理由により（民集1750頁以下）訴えを却下し、その余の①④⑤について「Aの遺産であることを確認する」とした。

控訴審はまず、遺産確認の訴えに関する最判1986年3月13日民集40巻2号389頁〔後記Ⅳ①判決〕、及び「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるとき」に関する最判1954年4月8日民集8巻4号19頁〔後記Ⅲ②判決〕を前提として「当該財産を遺産分割の対象とするとの共同相続人全員の合意があるなどの特段の事情がない限り、可分債権については、遺産分割前の共有関係にあることの確認、すなわち、遺産確認の訴えの利益はないと解すべきである」として、上記3.の②銀行預金（普通預金・定期預金・定期積立）③郵便貯金（普通貯金・定期貯金）については、「特段の事情を認めるに足る証拠は全くない」として遺産確認の訴えの利益はない、とした。

これに対して、④郵便貯金（定額貯金：預け入れから10年を経過していない）については、旧郵便貯金法7条1項3号\*\*の定めについてこれを契約上の制限と捉え遺産確認の訴えの利益を認めた：「定額郵便貯金は、その預入時において、分割払戻しができないという契約上の制限が、法律の定めにより付されていることになる。そして、この契約上の制限は、その後の相続によっても何ら影響を受けることなく、当然相続人に承継されるものである。それゆえ、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合に、その共同相続人が定額郵便貯金債権をその法定相続分に応じて承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に応じた払戻請求は許されないと解するのが相当である。その意味で、定額郵便貯金については、預入の日から起算して10年（政令で定められた据置期間）が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手続である遺産分割の対象になるというべきであり、可分債権の例外として、なお遺産確認の訴えの利益があるものと解すべきである。」

\*\* 旧郵便貯金法7条1項3号

三 定額郵便貯金 一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

7. これに対して、Yは、定額郵便貯金債権の遺産確認の訴え対象適格を認めた原審判断は最判1954年4月8日民集8巻4号819頁〔後記Ⅲ②判決〕に相反する、つまり、〔1〕「定額郵便貯金債権もその債権の性質において、その他の可分債権と異ならないから」〔預入から10年を経過していない〕定額郵便貯金についてのみ、可分債権の例外として「遺産分割の対象とする必要性は認められない」〔2〕「旧郵便貯金法7条1項3号は定額郵便貯金の相続による分割承継自体を禁止するものではないし、一定の据置期間、各共同相続人の分割払戻請求自体を制限すれば、7条1項3号の趣旨に反することにはならない」として、上告受理申立。

### 【判旨】一部棄却一部却下

「3 所論は、定額郵便貯金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、遺産分割の対象とならない以上、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その確認の利益は認められないはずであるのに、これを認めた原審の判断には、法令解釈の誤りがあるというのである。

4 (1) 郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め(7条1項3号)、預入金額も一定の金額に限定している(同条2項、郵便貯金規則83条の11)。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解した

としても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。そうすると、共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益があるというべきである。

(2) 前記事実関係によれば、本件訴えのうち、本件債権がAの遺産に属することの確認を求める部分については確認の利益があるというべきである。同部分につき確認の利益を認めた原審の判断は、結論において是認することができる。所論引用の判例（最高裁昭和27年（オ）第1119号同29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁〔後記Ⅲ②判決〕）は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、上告人Y1は、第1審判決別紙財産目録記載1の各不動産がAの遺産に属することの確認を求める部分についても上告受理の申立てをしたが、その理由を記載した書面を提出しないから、同部分に関する上告は却下することとする。」

として、原判決中④定額郵便貯金に係る貯金債権がAの遺産に属することの確認を求める部分につき、本件上告を棄却し、その余の本件上告を却下した。

なお、判決には次の二つの補足意見がある（以下、要旨のみを述べる）；  
●古田佑紀裁判官の補足意見は、「定額郵便貯金は全体として1個のものとして扱われることとされている債権であ」り「相続が生じたことに



## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

よって、全体が1個のものとして扱われるという性質が失われると解すべき理由はない」というものである。

●千葉勝美裁判官の補足意見は、「仮に定額郵便貯金債権が原則どおり分割債権であるとすると、相続により各相続人に分割承継されることになり、もはや遺産分割の対象にはならないことになる。ところで、分割債権の属性としては、各債権者は、自己に分割された部分について、独立して履行請求ができるという点が基本的なものであり、そうすると、分割された債権ごとに、相殺、免除、更改等の対象となり、消滅時効の完成の有無も個々の判断されるということになる。そこで、定額郵便貯金債権にこのような属性を認めることができるかが問題となる」が、「定額郵便貯金には、法令上、分割払戻しをしないという条件が付されている趣旨からすると、各相続人は、分割承継した部分を自働債権として相殺をすることもできず、さらに、その消滅時効についても、据置期間経過後、預入の日から起算して10年が経過するまでは、各預金者がその部分についての権利行使が可能であったか否かという観点から考えることはできないことになろう。このように、定額郵便貯金債権は、法令上、預入の日から起算して10年が経過するまでは分割払戻しができないという条件が付された結果、分割債権としての基本的な属性を欠くに至ったというべきである。定額郵便貯金債権は、分割債権として扱うことはできず、民法427条を適用する余地はない。そうすると、預金者が死亡した場合、共同相続人は定額郵便貯金債権を準共有する（それぞれ相続分に応じた持分を有する）ということになり、同債権は、共同相続人の全員の合意がなくとも、未だ分割されていないものとして遺産分割の対象となると考えるべきである。」「なお、定額郵便貯金債権が遺産の重要な部分となっている事案は少なくないものと思われるが、遺産分割をするに当たって、これを対象とすることにより遺産分割の円滑な進行が図られることにもなる。」というものである。

### Ⅲ．金銭債権の相続

#### 1. 判例の採る原則とYの主張

①判決以来、判例は金銭債権は相続より当然に分割されるとの立場を採っている。

①《大判1920年12月22日民録26輯2062頁》は、遺産相続人の一人が被相続人の保険金請求権を取得しその請求をした事例で上告論旨が右請求権が未分割なので、他の相続人とともに必要的共同訴訟とすべきなのに一人で請求しているのは当事者適格を欠くと主張した上告論旨に対して、次のように説示して理由なしと応えたものである：

「遺産相続人数人アル場合ニ於テ其相続財産中ニ金銭債権存スルトキハ其債権ハ法律上当然ニ分割セラレ各遺産相続人カ平等ノ割合ニ応シテ権利ヲ有スルコトハ民法427条ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリ」

②《最判1954年4月8日民集8巻4号819頁》は、2010年判決において、「本件に適切でない。」とされたものである。事案は、相続人全員が原告として共同相続した金銭債権（損害賠償債権）を行使して債務者に対して支払を請求したというものである。原審は法定相続分に応じた支払を命じた。判決は、金銭債権は相続によって当然には分割されないとの学説（主に我妻博士の所説を引用している）により、遺産分割が明らかでないから判決において分割支払を命じるのは不法であるなどとする被告の上告に対して次のように判示して上告を斥けた：

「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」

②判決の射程が預金債権にも及ぶかについては、疑問とするものもあつた。<sup>(4)</sup>しかし、その後預金の全額払戻を受けた相続人の一人に対する損害

---

(4) 甲斐道太郎・家族法判例百選92事件、213頁以下、214頁、塩月秀平「金銭の相続と遺産分割」家月44巻10号1頁以下7頁、二宮周平「債権債

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

賠償・不当利得返還が問題となった（前提として相続人間での遺言の効力と登記抹消も問題となっているがこれについては省略する）③《最判2004年4月20日家月56巻10号48頁判時1859号61頁判タ1151号294頁》は、「また、相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される（最高裁1954年4月8日判決・民集8巻4号819頁，前掲大法廷判決〔1978年12月20日民集32巻9号1674頁〕参照）。したがって、共同相続人の1人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである。」<sup>(5)(6)</sup>

---

務の相続」法時75巻12号70頁以下，71頁。いずれも判決の事実との関係を問題とする。また米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」法学雑誌タートヌマン6号1頁以下，6頁（2002年）。米倉教授は、銀行預金債権を他の金銭債権と分けて考える根拠として、債務者の倒産リスクがまだ小さいことと、遺産分割の最終段階で払戻をうけ、各相続人の取得額の調整に使うのが便利であることを挙げられている（特に，11頁）。

(5) ③判決を掲載する判例時報1859号61頁の無署名解説によれば、ここでは被相続人名義の「通常郵便貯金債権」が問題であった。

(6) 但し、「相続分」をどのように解するかは問題がある。例えば、潮見教授は「この法理のもとでは『その相続分』が具体的相続分を意味しないことは明らかなものの、それを超えて何を意味するのか——相続分の指定のあるときは、指定相続分なのか、法定相続分なのか——が示されていない（『法定相続分に応じて』とは言っていない）。最高裁は……『その相続分』がどのようなものであるかについて言及するものではない」とする（潮見佳男・相続法97頁〔4版，2011年，弘文堂〕。なお，潮見教授は「分割基準」については「相続分が指定されているとき，少なくとも共同相続人間においては，判例にいう『その相続分』とは法定相続分ではなくて指定相続分である」とされる。「相続分」については《東京地判2012年1月25日判時2147号66頁金判1400号54頁金法1958号10頁》は、「相続させる」旨

③判決により、「預金債権」も金銭債権である以上相続により当然分割されることが、最高裁により確認されたといえる。

本件の上告受理申立理由は、かかる金銭債権に関する判例理論を前提として、「定額貯金債権」にもこれが妥当すると主張するものである。

## 2. 例外：定額郵便貯金債権：

(1) しかし、定額郵便貯金については共同相続人の一人の国に対する相続分に応じた払戻請求について、次のような理由からこれを棄却した原審判決に対する上告について「民訴法318条1項の事件にあたらぬ」としてこれを棄却した④《最決2001年3月23日訟月48巻6号1461頁》があった。

原審④b《東京高判1999年3月25日訟月45巻10号1996頁》は、原告の請求を認めた④c《東京地判1998年2月13日訟月45巻10号1914頁判タ981号233頁金法1547号61頁》<sup>(7)</sup>を斥けて次のように判示していた：「郵便貯金

---

のある遺言により預金の相続分が指定されていた事例に関して、「本件遺言が有効である限り……指定の割合で当然に権利を取得するとする」とする。他方、松尾教授は具体的相続分の実体的権利性を否定し具体的相続分の価額またはその価額の遺産総額に対する割合の確認を求める訴えは確認の利益を欠き不適法とした《最判2000年2月24日民集54巻2号523頁》を根拠として「可分債権の帰属割合は、具体的相続分ではなく法定相続分であるとの立場を採っているといえよう」とする（松尾知子・前掲〔註2〕民商69頁）。

(7) ④c《東京地判1998年2月13日訟月45巻10号1914頁判タ981号233頁金法1547号61頁》は以下のとおりである。被告国は次のように反論していた：

i. 郵便貯金法7条1項3号より、預け入れた貯金額を分割して払い戻すことができず、払戻を求める場合には全額について払戻を受ける必要がある。このように、定額郵便貯金は、分割払戻ができない郵便貯金である。そして、相続が生じた場合にも債権の性質が変化するものではないから、相続により定額郵便貯金についての権利を承継した共同相続人もまた、預入の日から10年が経過して通常郵便貯金となるまでは、右と同様の拘束を受けることは当然である。

ii. 郵便貯金規則83条の11により定額郵便貯金については預入金額（千

円、五千円、一万円、五万円、十万円、五十万円、百万円又は三百万円)が制限されているところ、仮に一部の相続人についてその相続分に応じた貯金額の分割払戻を認めた場合、右規則の定める単位未満の金額を一口とする定額郵便貯金を認めることになる。一方、これを根拠なく通常郵便貯金として取り扱えば、有利な定額郵便貯金の継続を希望する他の相続人の利益を害することになる。いずれにしてもそのような事態の発生は法の予想するところではなく、分割払戻後の残金の管理が極めて困難になるのである。

iii. 従って郵便貯金法57条1項は、「定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは通常貯金となる。」としているので、本件満期前定額貯金は今なお定額郵便貯金として存続しており、原告らが分割払戻しを請求することはできない筋合いである。

iv. さらに、相続人の一人からの払戻請求は貯金契約解除の意思表示と見ることができ、民法544条の規定が適用される結果、相続人全員から被告国に対して解除の意思表示がされることが必要である。これを欠いている本件では払戻は認められない。

これに対して裁判所は次のような理由から原告の払戻請求を認めた：

定額郵便貯金を分割払戻することを制限している趣旨は、通常郵便貯金より有利な取扱いをする代わりに、元本を一定の額に限定することにより貯金の管理を容易にしたものであるということができるのであって、分割払戻の制限が定額郵便貯金であることから当然に必要なものではない。しかも、現行法規上、預入金額は八段階に限定されているが、最低額は1000円とされ、貯金管理における容易性は相当程度犠牲にされているものともいえる。

分割払戻の制限の趣旨、程度が右のようなものであるとすると、この制限は、定額郵便貯金について相続が生じた場合、前述のとおり払戻請求権は各相続人に当然に分割されるという原則に何らの影響を与えるものではないと解すべきである。

そうだとすると、被告国の主張を採用した場合には、貯金者は、定額郵便貯金を解約して定額郵便貯金から通常郵便貯金へ移行させれば、単独で一部の払戻を受けることができたにもかかわらず、相続開始後は相続人全員が分割して取得した払戻請求権を共同して行使しない限り、単独では権利行使のための措置を一切採ることができないということになる。また、相続が生じた場合、預入後10年の経過により通常郵便貯金になる前にあっては、当該定額郵便貯金について払戻請求権を取得した相続人の一人は、自己の権利をいくら明らかにしても、他の相続人が右払戻請求に協力しな

いという一事のみにより、その権利行使を制約されてしまうことになる。このような結果は、前述のような郵便貯金法7条1項3号が定められた趣旨に照らし、相続という意図せざる事情から定額郵便貯金の権利者となり、右権利関係を清算する必要に迫られた相続人に対し、過大な制約を課するものというべきであって、相当でないといわざるを得ない。

被告国は、定額郵便貯金の分割後についての取扱いを定めた規定がないこと及び単位未満の貯金についての取扱いを定めた規定がないことから国の取扱いに不便が生じると主張する。しかし、規定の解釈からみても、定額郵便貯金については相続が生じた場合の取扱いを明示的に定めた規定はないが、郵便貯金規則33条は、相続により郵便貯金に関する権利が承継された場合について同規則29条ないし32条の規定が準用されるとした上で、同規則33条ただし書では、「二人以上の相続人があるときは、名義書換又は転記の請求をする相続人以外の相続人の同意書を提出しなければならない」と定めており、右規定中特に定額郵便貯金についての適用を除外した定めは存しないことからすれば、右33条の規定は、相続発生の場合の名義書換手続に関する総則的な規定として、定額郵便貯金についても適用されるものと解するのが相当である。

右規定によると、定額郵便貯金についても、据置期間経過後である限り、複数の相続人がいる場合であっても、他の相続人の同意があれば、一人の相続人が名義書換手続を行い、これに基づいて自己の相続分についての払戻を受け得ることが予定されているものというべきであるから、郵便貯金法は、定額郵便貯金について分割払戻を制限する一方で、郵便貯金規則33条所定の要件を具備する場合でさえあれば、一人の相続人が相続分に応じて分割して払い戻すことを認めているものと解することができる。

以上の判示からすれば、被告国の主張する分割払戻を制限した規定をもって相続開始によって不可避免的に生ずる権利関係の清算を妨げることができるとする合理的な理由は認められず、郵便貯金規則において相続発生時の名義書換手続が定められ、右規則は定額郵便貯金についても適用されることが予定されていることからすれば、結局、被告国の主張する分割払戻制度の規定は、本件のように相続によって法律債権が当然に分割される場合にまで及ぶものではないと解するのが相当である。

(二) なお、本件では、共同相続人の一人である原告が定額郵便貯金の払戻を請求しており、これについて他の相続人の同意が得られたものではない以上、原告からの払戻請求は、郵便貯金規則33条が適用されとも考えられるが、被告国は、右規定による制限を主張しておらず、また、本件では、前記一で判示したとおり、裁判所が、被相続人であるマツヨの相続

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

法7条1項3号によれば、定額郵便貯金は、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入する郵便貯金であるところ、共同相続人の一人にすぎない被控訴人が、その相続した部分について定額郵便貯金の払戻請求をすることは、定額郵便貯金の分割払戻請求にはかならないから、預入時の条件に反する払戻請求として、控訴人国がこれに応ずる義務のないことは明らか<sup>(8)</sup>というべきである。』。

④決定自体は「法令違反がないと判断したのか、それとも法令違反があっても重要事項ではないと判断したのか直ちに明らかではないが、同種の事件は少なくなく、分割払戻請求の可否についての判断が及ぼす影響の大きさにかんがみると……法令違反がないとの判断に立って不受理とした可能性が高いように思われる」と、やや判断を留保した解説<sup>(9)</sup>がある一方で、定額郵便貯金債権の相続については「東京高裁判決と最高裁

---

人の範囲を確定した上、同女が被告菊地に対して本件預貯金を遺贈した事実を認め得ず、したがって、本件預貯金は法定相続に従って分割して承継され、原告は本件預貯金三ないし七について各三分の一の権利を有していることを確認しているのであるから、郵便貯金規則33条の規定により払戻が制限されるとする余地はない。

(三)また、被告国は、相続人の一人からの払戻請求は貯金契約についての契約解除の意思表示と見ることができ、民法544条が適用される結果、相続人全員から契約の相手方である被告国に対して解除の意思表示がされることが必要である旨主張するが、前述のとおり、金銭債権は相続により法律上当然に分割されて共同相続人に承継されるのであるから、相続開始後の貯金の権利関係については、民法544条にいう契約の当事者の一方が数人ある場合には該当しないというべきであり、被告国の右主張は理由がない。

(8) なお、④bを登載する訟月の山岡解説は「現在の為替貯金総合システムは、分割払戻しには対応しきれず、機械処理による分割払戻しは不可能である」ことも分割払戻しを否定する根拠として挙げている(1899頁以下)が、もし「分割払戻し」が権利として認められるのであればこれら対応するシステムを構築する責任は金融機関にあるのであり、債務者の非対応を権利が認められないとする根拠とすることは本末転倒と言わなければならない。

決定により、既に解決済みであるといえる<sup>(10)</sup>とするものがあつた。

さらに、④以降では⑤《東京地判2003年1月20日金判1170号45頁》は「相続人が被相続人から承継取得した債権にはもともと全額でなければ払戻しができないという契約上の制限が付されていたものであり、債権者が相続によって変動したからといってその契約上の制限に変化を来すいわれはなく、共同相続によって債権が当然分割され、債権者が複雑となったため、相続人全員からでなければ一切の払戻しが認められないという結果は、同契約上の制限として当然の事理であるというべきである」として、定額貯金債権は、分割払戻を禁止する「契約上の制限」が付された債権であり、相続により右制限は変化しない、従って、「共同相続人はその持分割合に応じて払戻請求することはできないというべきである」とした。しかし⑤で注意を要すべきは、飽くまでも「払戻請求」を否定したにとどまり、判決自身「定額郵便貯金については、相続によって分割債権となったとしても」と帰属については留保をつけてるように、定額郵便貯金債権の帰属については明らかにはしていないことである（その後⑥《東京地判2008年2月6日金法1838号8頁》も分割を否定する<sup>(11)</sup>）。

⑦《東京地判2009年6月11日金判1341号44頁》も否定例である。しかし、⑦は「定額郵便貯金は、郵便貯金法7条1項3号において、「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの」として定義されており、定額郵便貯金については分割払戻しが制限されていることが認められるところ、このような制限は定額郵便貯金債権が共同相続された場合であっても変わるところがないものと解

(9) ④決定登載訟月解説1463頁〔梅村〕

(10) 川田貢・判タ1154号118頁、119頁（⑤解説）、同旨 滝澤孝臣・金判1181号2頁以下5頁

(11) ⑤ではあわせて銀行に対する定期預金を含む預金について法定相続分480分の40=12分の1の払戻が求められていたが、判決は、銀行に対して「分割して帰属する」として請求を認容している。



### 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

される。」としていて、制限の根拠が法律規定だけによるものか、法律規定を介して契約上の制限となっているのかは判然としない。

(2) ④決定前には、分割払戻請求を認める例（④決定の一審④cもそうである）も見られた。⑧《東京地判1996年11月8日判タ952号228頁》は相続人の一人が遺産に属する定額郵便貯金債権を含む預貯金についてその払戻を求めた事例である。郵便貯金に関して通常貯金・定額貯金ともに払戻を拒否した被告国は「郵便貯金解約は附合契約であり、その内容は郵便貯金法、同法施行令及び郵便貯金規則（以下「規則」という）等の法令で定められている。したがって、郵便貯金の利用者は右各法令に拘束されるところ、規則33条は、郵便貯金の貯金者が死亡した後に貯金の払戻しの請求をする際に相続人が二人以上いる場合には、他の相続人の同意書等を提出のうえ名義書換えの手続を要する旨を規定し、分割払戻しの手続を禁止している。したがって、被告国が右規定に基づき原告の分割払戻し請求に応じないのは正当である。」と主張した。判決は「被告国は、規則33条に基づき、本件のように相続人が複数いる場合は、原告単独による払戻請求を拒否できる旨主張するが、同条は、共同相続の場合においては、預金の帰属者及びその帰属する範囲を確認するのが困難であることから、大量の事務処理の便宜のために設けられた規定と解されるところ、本件においては、前記1のとおり、原告が二分の一の割合で亡Aの預金を相続したことが明らかとなっており、預金の帰属者及びその帰属する範囲が確認されているのであるから、もはや同条を適用する必要はなくなったというべきであり、被告国は、同条を根拠に原告の請求を拒むことはできない」とする。これは郵便貯金規則の規律が私法上の効果を持つことを否定するものである。

### 3. 2010年判決の意義

2. で見たように定額郵便貯金債権の相続の問題は、下級審で数多く争われた問題であり、最高裁の明確な判断が求められていたところ、本判

決は、定額郵便貯金債権は、相続とともに相続人に分割帰属しないことを明確にしたものである。

しかし、分割帰属を認めないとの結論は一致するものの、原審と最高裁ではその理由付けは決して同じではない。つまり、原審は「分割払戻しをしないという契約上の制限が、法律の定めにより付されている」として、「契約上の制限」構成を採っている。これは従来から下級審で見られた考え方である。これに対して最高裁は（イ）郵便貯金法による制限について法律の趣旨を挙げるるとともに、（ロ）分割払戻の禁止という条件が付されている以上全額払戻を求めざるをえないとするものの、かかる条件が契約上の制限であることを明示していない。（ロ）の理由は、たとえば⑤判決に見られたように、帰属の問題ではなく払戻の制限の問題と置き換えられるが故に、かかる払戻制限が付されたすべての預貯金にも妥当するといえる。<sup>(12)</sup>

原審の立場であれば、現行の、つまり、民営化された後の（（2007年10月1日以降）、「この貯金については、前条第1項の預入金額により預入された貯金の分割払戻しはいたしません。ただし、貯金等共通規定第9条ただし書きに基づきこの貯金の払戻しをする場合は、この限りではありません。」とする定額貯金についても分割払戻請求は契約上の制限を根拠に原則的には否定されると思われる。<sup>(13)</sup>

これに対して、最高裁の採る立場では、（イ）（ロ）のいずれを重視するかにより結論が変わってくるとい得るが、<sup>(14)</sup>（イ）の理由づけは法律

(12) 内海博敏・判例セレクト2011Ⅱ〔法学教室378号〕民訴法6 31頁は、本文で示した（ロ）は「他の債権等にも応用される余地を残す」と評価する。

(13) 他方、吉岡伸一・金法1845号52頁、57頁は⑥《東京地判2008年2月6日金法1838号8頁》に関して、「払戻請求が否定されると解するには特約しかなく、銀行貯金と比較した場合も特別区別すべきものがなくなるので、払戻請求は認めざるを得ないものと解される」とする。

(14) 内海・前掲〔註12〕解説

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

に根拠がない契約上の制限には妥当しない。民営化後の定額貯金についての取扱いについては本判決の及ばないところであり未解決のままということになろうか。

また、預入後10年未満の定額郵便貯金債権の帰属についても、原審と最高裁の捉え方は必ずしも同じとはいえないと思われるが、これについては次のⅣ.で考察したい。

### 4. 定期預貯金－補論

2010年判決では直接には「定額貯金」のみが問題となった。普通預金〔通常貯金〕についてはすでに明らかにされたところであるが、定期預貯金については判断されていない。すでに述べたように「定期貯金」について⑤が分割帰属を認めていた。その後⑨《山口地下関支判2010年3月11日判タ1333号193頁》も、「預金債権も可分債権であり、定期預金債権も同様である」として分割帰属・相続人の一人からの払戻請求を認めた。判決はその理由として、(イ)定期預金の解約により法律関係は複雑化しないから解除権不可分の原則（544条）の適用を欠くことを挙げるとともに、(ロ)被告金融機関の定期性総合口座取引規定には「定期預金の預入れは、当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約又は書替継続は、当店のみで取り扱います。」と規定されているが、「当該取引規定には、定額郵便貯金と異なり、一定の据置期間内の原則的な払戻し（分割払戻しも含む。）を禁止する旨の規定はな」く「解約自体を制約する規定はない」ことを挙げている。

然らば、解約自体について、旧郵便貯金法及びこれを受けた規則が規定したような内容の取引規定がある場合にはどうであろうか。2010年判決原審の立場によれば被相続人との間で締結された当初の契約内容が相続人にも承継される結果、当然には分割されないことになろう。これに対して最高裁の立場によればこの問題は未解決といえる。

#### Ⅳ. 金銭債権の遺産確認の訴え対象適格

##### 1. 遺産確認の訴えとは

(1) 遺産確認の訴えが認められるかどうかは古くから議論があったところである。これは一つには、「確認の訴え」における「確認の対象は、原則として現在の権利又は法律関係でなければならぬとされているからであり、いまひとつは特に相続財産が所有権である場合に共有持分確認の訴えとの関係、また遺産分割が審判手続によることとの関係が問題となるからである。右のうち後者の問題については<sup>(15)</sup>⑩《最大判1966年3月2日民集20巻3号360頁》が「遺産分割の請求、したがって、これに関する審判は、相続権、相続財産等の存在を前提としてなされるものであり、それらはいずれも実体法上の権利関係であるから、その存否を終局的に確定するには、訴訟事項として対審公開の判決手続によらなければならない」として、相続権・相続財産等の存否については遺産分割の審判手続と別の訴訟手続によることを明らかにしていた。

(2) さらに最高裁は<sup>(16)</sup>⑪《最判1986年3月13日民集40巻2号359頁》(確認の対象とされたのは不動産のみで、預貯金債権は一切含まれていなかった

---

(15) 藤田広美・講義民事訴訟〔2版、2011年、東大出版〕125頁。

(16) ふるく大阪地判1966年3月20日判時464号41頁は「相続財産の範囲を求め」「訴えの適法について」「端的に各相続分に見合う共有持分権の確認をなすべきではないとの疑問もないわけではないが」「被告がその前提たる相続財産に属することを争う場合には、一先ず、個々の資産が相続財産であったかどうかの確認を求めることによって、その段階で一応の紛争の解決に益するのであるから、かゝる請求も許容できる」として、共同相続人の一人である被告が被相続人の預金を引き出して葬祭費用に充当した後において、なおその預金債権が相続財産に属することの確認請求(かかる事実の捉え方について山木戸克己・判例評論102号〔判例時報480号、1967年〕114頁以下、特に116頁)について「抽象的にある資産が被相続人の死亡当時の相続財産を構成していたことの確認を求めると本訴請求においては〔引きおろして葬祭費用に充当したことは〕考慮する必要のない事実であ」としていた。

た事例である)で、「共有関係の持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が共同相続人による遺産分割の共有関係にあることの確認を求める訴え」である「遺産確認の訴え」は「適法である」とした。

⑩は「遺産確認の訴え」が適法である根拠を直接には「その〔遺産確認の訴え〕原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもつて確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もつて、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところである」に求めている。

最高裁は周知のように「共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法249条以下に規定する共有と性質を異にするものではない」との立場を採っている<sup>(17)</sup>。このことから⑩は特に「共有持分を有することの確認を求める訴」との関係について詳しく説示した：

「本件のように、共同相続人間において、共同相続人の範囲及び各法定相続分の割合については実質的な争いがなく、ある財産が被相続人の遺産に属するか否かについて争いのある場合、当該財産が被相続人の遺産に属することの確認を求めて当該財産につき自己の法定相続分に応じた共有持分を有することの確認を求める訴えを提起することは、もとより許される」ものの、「右訴えにおける原告勝訴の確定判決は、

〔イ〕原告が当該財産につき右共有持分を有することを既判力をもつて確定するにとどまり、その取得原因が被相続人からの相続であることまで確定するものでないことはいうまでもなく、

〔ロ〕右確定判決に従つて当該財産を遺産分割の対象としてされた遺産分割の審判が確定しても、審判における遺産帰属性の判断は既判力を有しない結果〔⑩判決〕、のちの民事訴訟における裁判により当

---

(17) 最判1955年5月31日民集9巻6号793頁

該財産の遺産帰属性が否定され、ひいては右審判も効力を失うこととなる余地があり、それでは、遺産分割の前提問題として遺産に属するか否かの争いに決着をつけようとした原告の意図に必ずしもそぐわないこととなる一方、

〔ハ〕争いのある財産の遺産帰属性さえ確定されれば、遺産分割の手続が進められ、当該財産についても改めてその帰属が決められることになるのであるから、

〔ニ〕当該財産について各共同相続人が有する共有持分の割合を確定することは、さほど意味があるものとは考えられないところである。〕

(3) ⑩では直接には不動産のみが問題であったか、判決理由では「財産」とされ、不動産には限定されていない。このことから「よって本判旨は分割の対象となりうる財産のどの種類にも及ぶべきものであろう」とい<sup>(18)</sup>う。しかし、⑩判決のように考えると「遺産分割の対象とならない被相続人の財産は、遺産確認の訴えの利益がないと演繹される」こ<sup>(19)</sup>ことなる。かかる結論と「当然分割」される金銭債権は当然には遺産分割の対象とはならないという立場を合わせて考えると、被相続人の財産が金銭債権であった場合には、

(α) 相続により当然分割される金銭債権は遺産分割の対象とならない故に、遺産確認の訴えの対象ともならない

(β) これに対して金銭債権でも当然分割されない「定額郵便貯金」債権は遺産分割の対象となり、従って、遺産確認の訴えの対象となるということになろう。

## 2. 定額郵便貯金債権の対象適格と帰属態様

(1) 2010年判決は、最高裁としてはじめて定額郵便貯金債権が遺産確認の訴えの対象となること、すなわち上の1.(3)の(β)の結論とな

---

(18) 小山昇・判例批評〔⑩判決〕民商95巻6号896頁以下、904頁

(19) 松川正毅・判例評論634号〔判時2127号〕162頁以下、164頁

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

ることを明確にした。2010年判決の結論については④④bの存在から「同〔定額郵便貯金〕債権が遺産分割の対象となるという本判決の結論はある程度予想できた<sup>(20)</sup>」との評価もあり、定額郵便貯金債権が当然分割されないとの立場を採れば、上の1.(3)の(β)として示したように、当然の帰結ともいえよう。

しかし、定額郵便貯金債権について遺産確認の訴えの対象適格を肯定するという結論は控訴審と最高裁で異なるものの、この根拠づけは同一ではなく、また、遺産分割までの定額郵便貯金債権の帰属態様についても同一に捉えているとは断じ得ない。

(2) 控訴審は、「本件預貯金」のうち、②銀行預金（普通預金・定期預金・定期積立）③郵便貯金（普通貯金・定期貯金）については、確認の訴えの対象適格を否定し、④郵便貯金（定額貯金：預入から10年を経過していない）についてのみこれを肯定した。

控訴審はまず①判決と②判決を前提して、「特段の事情のない限り、可分債権については、遺産分割前の共有関係にあることの確認、すなわち、遺産確認の訴えの利益はないと解すべきである」とした。この控訴審判決は、定額郵便貯金債権を「可分債権の例外」として定額郵便貯金債権が相続人にどのように帰属するかについては必ずしも明らかにはしていない。しかし、右に述べた「遺産確認の訴えは、遺産分割前の共有関係にあることの確認である」との控訴審の理論を前提にすれば、控訴審判決は遺産分割の対象となる定額郵便貯金債権は「相続人の共有」、債権の帰属が問題であるので、正確には「相続人の準共有」となると考えているといえる。

(3) これに対して、最高裁は、「同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

---

(20) 金亮完・判例速報解説 vol.9 98頁, 99頁 民法・家族法 No.2

としているので、まず、可分債権性を否定したことは明らかである<sup>(21)</sup>。

また、これまで金銭債権が共同相続された場合には、不可分債権とするとする見解があった<sup>(22)</sup>。この見解によれば、共同相続人の一人が全額を請求しうる（428条）こととなる。判決は、共同相続人は共同してのみ全額の払戻を請求できるとするから、不可分債権となるとの立場は採ってはいないといえよう。

しかしながら、判決（法廷意見）は可分債権ではなく全員で共同してのみ債務者に対して権利行使＝払戻請求＝ができる債権は、どのような状態で相続人に帰属しているのか、千葉勝美裁判官の補足意見と異なり、これを明示していない。

最高裁は、定額郵便貯金債権について確認の利益を認めているから、⑪判決を前提とする理論の流れを前提とすれば（上述1.(3)の(β)の帰結）、定額郵便貯金債権は遺産共有、ここでは正確には準共有、の状態にあると考えていると見ることも可能ではある<sup>(23)</sup>。しかし、最高裁自身、⑪判決後の⑫《最判1989年3月28日民集43巻3号167頁》（遺産確認の訴えは固有必要的共同訴訟であることを示した）がなお⑪判決に拠ることを明示していたのに対して、2010年判決は最高裁は先例としての⑪を引用していない（原審は⑪を前提にしていることは明らかである）。定額貯金債権が相続人に準共有されるとするのであれば、⑪判決によることを明示すべきではなかったのかと思われる。

(4) 2010年判決は定額郵便貯金債権が遺産に属する「確認の訴え」が

---

(21) 金・前掲解説〔註20〕99頁は「同債権の可分債権性を否定する趣旨と考えられる」と評する。

(22) 参照 谷口知平＝久貴忠彦編・新版注釈民法（27）相続（2）5頁以下〔右近健男執筆〕（1989年、有斐閣）

(23) 金・前掲解説〔註20〕100頁は最高裁が挙げる理由のうち「共同相続人全員による行使」という点から本判決を「準共有説」にたつもの評価される。また松川正毅・前掲判例評論〔註19〕162頁、164頁は「本最高裁判決に従えば、定額郵便貯金債権は遺産共有の状態にあ」とされている。



## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

認められる要件について、「現に」「遺産に属することの確認を求める訴えについては」「確認の利益がある」した。この「現に」という要件の結果、たとえば、定額貯金債権が何らかの事情・原因により、払戻され<sup>(24)</sup>場合には、もはや、確認の利益は認められないことになるうか。

### 3. 「帰属についての争い」と確認適格・遺産分割の対象

(1) ところで、本件では、Ⅱ.【事実】3.に記したとおり、②銀行貯金（普通預金・定期預金・定期積立）③郵便貯金（普通貯金・定期貯金）についても確認が求められていた。一審は対象適格性を肯定し、原審はこれを否定した。

預貯金債権が遺産分割の対象なるかについて、③判決に関して「分割された債権が遺産分割の対象とならないとまではいっていない」従って、「常に、あるいは相続人間の合意を要件に、あるいは具体的妥当性を考慮して遺産分割の対象となる余地はまだ残されている」<sup>(25)</sup>とするものがあった。しかし遺産確認の訴えの対象遺産についての詳論は多くはない。

(2) 一審は、「本件預貯金債権は金銭債権であり、従って、「当然分割される可分債権である」ことを前提にして、本件での確認の訴えは「過去の法律関係についての確認の求める」訴えと捉え、その上で、「訴えの利益」を肯定する。その理由は「遺産性が確認されれば、Y1としてもそれを〔相続財産に含まれることを〕前提とするしかないことになるため、今後の調停ないし審判による紛争の解決の可能性が格段に高まると考えられる」ことを根拠に「確認の利益」を肯定した。

---

(24) 「現に」という要件は、①判決でも見られる。①判決では原告は予備的請求としてその代償財産が被相続人の遺産にあることの確認が求められたが、①でこれについて判断する必要はなく、判決は言及していない。本件でも払戻はされていないので、「現に」というのは過去の法律関係の確認ではないとの意味にも理解できる。いづれにしても「代償財産」についても対象適格が認められるかはなお残れされた問題であるといえよう。

(25) 松尾知子・前掲〔註3〕民商68頁

この理由は、⑪判決との関係で言えば、⑪が遺産確認の訴えを肯定する実質的な根拠、つまり、「遺産確認の訴えは、遺産分割の前提として遺産範囲を既判力をもって確定しこれに続く遺産分割審判の手續において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もつて、原告の前記意思によりかなつた紛争の解決を図ることができる」ところである」、に重きを置くものであである。

(3) これに対して、原審は、「当該財産を遺産分割の対象とするとの共同相続人全員の合意があるなどの特段の事情がない限り、可分債権については、遺産分割前の共有関係にあることの確認、すなわち、遺産確認の訴えの利益はないと解すべきである」が本件では「そのような特段の事情を認めるに足りる証拠はない」として一定の要件の下ではこれらも遺産確認の訴えの対象となることも認めつつも、本件では一定の要件が満たされていないとした。すでに述べたように、可分債権であっても遺産分割の対象とするとの共同相続人全員の合意があれば遺産分割の対象となるとの実務の大勢を前提とすれば、控訴審の判断も首肯できる。⑪判決が遺産確認の訴えを認めた実質的な根拠に沿うからである。しかし、本件では、Y1は本件預貯金についてはその原資に関してY1が一定の権利を有していたと主張したのであり、このように当該金銭債権が遺産であること自体を争う場合には、そもそも「遺産分割の対象とするとの共同相続人全員の合意」ができようはずもなく従って原審判決のいう「特段の事情」が認められることは皆無であろう。しかし、②③預貯金もそれが遺産であることの確認は、この判決に続く遺産分割手續にとっても重要な意味を有することは明らかである。

(4) 最高裁では、②③預貯金については上告受理申立がなかったために、これについては判断されていない。②③預貯金は相続により当然に分割して帰属するとの立場では、かかる預貯金はなるほど「現に被相続人の遺産に属する」ことにはならない、従って遺産確認の訴えの対象にはなりえない。しかし、遺産確認の訴えについて「その帰属に争いがあ

## 定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

る限り、確認の利益がある」との立場からは、②③預貯金が被相続人に属したことの確認も認めて宜しいのではないと思われる。すでに山本克己教授は①判決のように遺産確認の訴えを共有関係の確認と構成することに疑問を示し、金銭債権でも遺産帰属性が争われる場合には、遺産確認の訴え認めれると解すべきであるとされ<sup>(26)</sup>ていた。さらに、山本教授は「共同相続人甲、乙、丙のうち甲と乙との間において、ある土地につき甲の所有権確認請求を棄却する旨の判決が確定し、右確定判決の既判力により、甲が乙に対して相続による右土地の共有持分の取得を主張し得なくなった場合であっても、甲は右土地につき遺産確認の訴えを提起することができる」旨判示した⑫《最判1997年3月14日判時1600号89頁②事件金判1020号13頁②事件》に関して、「共有関係の確認の訴えではないことを黙示的ではあるが、承認していると理解できる」とされる。山本教授は、この⑫判決の判示には〔1〕「遺産確認の訴えの当事者適格を基礎付けるものは、共同相続人たる地位であるという理解が示されていると見てよ」く〔2〕X1〔原告の一人〕が共有者でないにもかかわらず、X1とX2の請求が認容され土地甲がA〔被相続人〕の遺産に属することが認められたことは遺産確認の訴えが共有関係確認の訴えでないことを意味していると理解できるとされ<sup>(27)</sup>る。かかる理解に従えば、2010年判決が示した定額郵便貯金債権の確認適格について①判決を引用しなかったことも理解できる。2010年判決での確認は訴えは、共有関係確認の訴えとしての遺産確認の訴えとは別の類型に属するとも考えうるからである。問題はさらに一步進んで、2010年判決に即していえば、②③の普通預貯金・定期預貯金債権についても確認の対象適格が認められるか

---

(26) 山本克己「遺産確認の訴えに関する若干の問題」判タ652号20頁以下、22頁（1988年）、同「判例分析民事訴訟法 第2回 遺産分割の前提問題の遺産対象としての適格性」法学教室284号78頁以下、81頁（2004年）

(27) 山本克己「遺産確認」の適否・家族法判例百選59事件、121頁（2008年、有斐閣）

である。もし最高裁が①判決は別の種類の遺産確認の訴えがありうることを認めたとすれば、可分債権とされる金銭債権についても対象適格が認められうるとも評価できる。

## V. まとめと若干の課題

1. 本稿では2010年判決を手かりにして、金銭債権の相続と遺産確認の訴えについて簡単に検討した。

金銭債権については、すでに述べたように可分債権であり、相続とともに各相続人に分割帰属するとされてきた。2010年判決はこれに対する例外を認めたものである。2010年判決は、この例外となる定額郵便貯金債権については、遺産確認の訴えの対象となるとした。遺産確認の訴えが問題となるのは、まさに当該財産が遺産であるかどうか争われていて、遺産分割手続が進行しない（2010年判決の事案でもそうである）からに他ならない。そうであれば、相続開始時に被相続人に属したすべての財産について遺産確認の訴えの対象適格を肯定することは紛争の抜本的な解決に資するものである。かかる観点から言えば、すべての金銭債権に遺産確認の訴えの対象適格が認められなければならない。

2. 対象適格を認める一つの解決の策は、すでに山本教授により主張されているように遺産確認の訴えを共有関係確認の訴えから解放すること<sup>(28)</sup>にある。これとともにもう一つは、遺産確認の訴えを共有関係確認の訴えであるとして、金銭債権の原則当然分割という準則自体を見直し、これを共有関係に引き寄せて解釈することにある。民法プロパーの問題からいえば、後者について本稿では考察されていない。すでに多くの優れた論考があり、議論は尽くされた感があるが、この問題については稿を改めて検討したい。

---

(28) 松川正毅・前掲判例評論[註19]165頁は先の山本教授の理解であれば、可分債権も遺産確認の訴えの利益を導くことが可能となるとされる。

定額郵便貯金債権の相続と遺産確認の訴え

〔2013年3月3日脱稿〕

追記

校正時に石丸将利「本件解説」曹時65巻5号（2013年）1107頁以下に接した。